

静岡県防災・原子力学術会議設置要綱

（設置目的）

第1条 本会議は、静岡県民が直面する南海トラフ地震をはじめとする自然災害と、県下に所在する浜岡原子力発電所に関する防災対策にかかる科学・技術について、その取り組み状況を明らかにし、県民に向け情報を発信することを目的とする。

（会議の構成）

第2条 会議は、自然現象や原子力について、防災にとどまらず、エネルギー、環境など、より広い観点から考察する分野の有識者で構成する。また、会議の下に原子力分科会、地震・火山対策分科会及び津波対策分科会（以下「分科会」という。）並びに原子力経済性等検証専門部会（以下「専門部会」という。）を設ける。

（構成員）

第3条 構成員は本要綱に基づき知事が任命し、会長、分科会会長及び専門部会会長はその中から知事が指名する。ほかに知事が委嘱する顧問1名を置くことができる。

2 構成員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

3 第1項の規定にかかわらず、会長、分科会会長及び専門部会会長は、必要があるときは、学識経験者等を臨時構成員として、会議、分科会又は専門部会に出席させ、意見を求めることができる。

（会議の開催）

第4条 会議は、会長が必要と認めた時に開催する。

2 分科会及び専門部会は、各分科会会長及び専門部会会長が開催する。

（活動）

第5条 学術会議の構成員は、会議へ出席するほか、静岡県、県下市町及び県民に対し、防災、原子力などにかかる講演、研修などを行う。

（庶務）

第6条 本会議、地震・火山対策分科会及び津波対策分科会の庶務は、危機管理部危機政策課において処理する。

2 原子力分科会の庶務は、危機管理部原子力安全対策課において処理する。

3 専門部会の庶務は、経済産業部エネルギー政策課において処理する。

（旅費・報酬）

第7条 旅費は、本県の規定に基づき支払うものとする。報酬は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。